



新 実務経験範囲一覧表

実務経験範囲一覧に変更がございます。

提出書類作成にあたっては、2025年度パンフレットではなく、本実務経験範囲一覧の内容でご準備ください。

【対象ページ】

社会福祉士一般養成通信課程：P25～31

※新実務経験範囲一覧の「コード」には、「A〇〇」とアルファベットを付けています。

変更が生じたところにはピンクの色をつけています。

削除対象になっている実務経験もありますので、ご注意ください。

社会福祉士 新実務経験範囲一覧

児童分野

児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
児童相談所	児童福祉司	A24001
	児童心理司	A24002
	受付相談員	A24003
	相談員	A24004
	電話相談員	A24005
	児童指導員	A24006
	保育士	A24007
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	A24008
	少年指導員（少年を指導する職員）	A24009
	個別対応職員	A24010
	自立支援担当職員	A24011
児童養護施設	児童指導員	A24012
	保育士	A24013
	個別対応職員	A24014
	家庭支援専門相談員	A24015
	職業指導員	A24016
	里親支援専門相談員	A24017
	自立支援担当職員	A24018
障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（注意2）	A24019
	★保育士（注意3）	A24020
	児童発達支援管理責任者	A24021
	心理担当職員	A24022
知的障害児施設 知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（注意2）	A24023
	★保育士（注意3）	A24024
知的障害児通園施設	★児童指導員（注意2）	A24025
	★保育士（注意3）	A24026
盲ろうあ児施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設	★児童指導員（注意2）	A24027
	★保育士（注意3）	A24028
肢体不自由児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設	★児童指導員（注意2）	A24029
	★保育士（注意3）	A24030
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	A24031
	保育士	A24032
	個別対応職員	A24033
	家庭支援専門相談員	A24034
	自立支援担当職員	A24035
重症心身障害児施設	★児童指導員（注意2）	A24036
	★保育士（注意3）	A24037
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	A24038
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A24039
	児童生活支援員	A24040
	個別対応職員	A24041
	家庭支援専門相談員	A24042
	職業指導員	A24043
児童家庭支援センター	自立支援担当職員	A24044
	相談員 （児童・母子家庭等に対し、 福祉に関する相談・助言を行なう職員）	A24045

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
里親支援センター		里親制度等普及促進担当者	A24046
		里親等支援員	A24047
		里親研修等担当者	A24048
		家庭支援専門相談員	A24049
		自立支援担当職員	A24050
		養親等相談支援員	A24051
(児童発達障害児支援センター事業を除く)	児童発達支援事業を行なう施設	★指導員(注意1)	A24052
		★児童指導員(注意2)	A24053
		★保育士(注意3)	A24054
		児童発達支援管理責任者	A24055
		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	A24056
		★障害福祉サービス経験者(注意4)	A24057
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	★指導員(注意1)	A24058
		★児童指導員(注意2)	A24059
		★保育士(注意3)	A24060
		児童発達支援管理責任者	A24061
		機能訓練担当職員(心理担当職員に限る)	A24062
		★障害福祉サービス経験者(注意4)	A24063
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)(注意1)	A24064
		児童発達支援管理責任者	A24065
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る)(注意1)	A24066
		児童発達支援管理責任者	A24067
障害児相談支援事業	相談支援専門員	A24068	
	相談支援員	A24069	
乳児院	児童指導員	A24070	
	保育士	A24071	
	個別対応職員	A24072	
	家庭支援専門相談員	A24073	
	里親支援専門相談員	A24074	
	児童指導員(注意2)	A24075	
医療型児童発達支援を行なう施設	保育士(注意3)	A24076	
	児童発達支援管理責任者	A24077	
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	A24078	
	★児童指導員(注意2)	A24079	
指定発達支援医療機関 肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの	★保育士(注意3)	A24080	
	相談援助業務を行なっている指導員	A24081	
児童自立生活援助事業を行なっている施設	個別対応職員	A24082	
	自立支援担当職員	A24083	
	相談援助業務を行なっている職員	A24084	
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A24085	
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	A24086	
若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なう職員	A24087	
養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	A24088	
児童厚生施設(児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行なっている者	A24089	
親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	A24090	
社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	A24091	
	生活相談支援員	A24092	
	就労相談支援員	A24093	
妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	A24094	
	母子支援員	A24095	
子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員	A24096	
児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	A24096	

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
こども家庭センター		児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	A24097	
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	A24098	
		統括支援員	A24099	
地域子育て相談機関		相談支援業務を行なっている職員	A24100	
その他				
利用者支援事業を行なっている施設		相談援助業務を行なっている職員	A24101	
児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行なう職員（相談員）	A24102	
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A24103	
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行なっている職員	A24104	
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行なっている職員	A24105	
重症心身障害児（者）通園事業を行なう施設		★児童指導員（注意2）	A24106	
		★保育士（注意3）	A24107	
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	A24108	
子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行なっている職員	A24109	
医療的ケア児支援センター		医療的ケア児等コーディネーター	A24110	
高齢者分野				
介護保険法				
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	A24111	
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	A24112	
	介護老人保健施設	支援相談員	A24113	
		相談指導員 介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	A24114 A24115	
	介護医療院	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	A24116	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	A24117	
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) （保健師、主任介護支援専門員等）	A24118
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設 を含む		生活相談員	A24119
		計画作成担当者	A24120	
指定通所介護を行なう施設 基準該当通所介護を行なう施設 指定地域密着型通所介護を行なう施設 指定介護予防通所介護を行なう施設 基準該当介護予防通所介護を行なう施設 第一号通所事業を行なう施設(注意6) 指定認知症対応型通所介護を行なう施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む		生活相談員	A24121	
指定短期入所生活介護を行なう施設 基準該当短期入所生活介護を行なう施設 指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む		生活相談員	A24122	

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	A24123
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	A24124
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	A24125
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	A24126
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	A24127
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	A24128
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	A24129
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	A24130
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	A24131
居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	A24132
介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	A24133
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	A24134
老人福祉法		
養護老人ホーム	生活相談員	A24135
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	A24136
軽費老人ホーム 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム(A型、B型) ケアハウスを含む	生活相談員	A24137
	主任生活相談員	A24138
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	A24139
老人短期入所施設	生活相談員	A24140
老人デイサービスセンター	生活相談員	A24141
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	A24142
有料老人ホーム	生活相談員	A24143
その他		
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	A24144
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	A24145
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	A24146
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	A24147
障害者分野		
身体障害者福祉法		
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	A24148
	心理判定員	A24149
	職能判定員	A24150
	ケース・ワーカー	A24151
身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	A24152

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード			
点字図書館		相談援助業務を行なっている職員	A24153			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律						
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)		A24154			
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)		A24155			
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)		A24156			
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)		A24157			
知的障害者福祉法						
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司		A24158			
	心理判定員		A24159			
	職能判定員		A24160			
	ケース・ワーカー		A24161			
障害者総合支援法						
障害者支援施設	★生活支援員(注意7)		A24162			
	就労支援員		A24163			
	サービス管理責任者		A24164			
地域活動支援センター	★指導員(注意7)		A24165			
福祉ホーム	管理人		A24166			
基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員		A24167			
身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設		★生活支援員(注意7)	A24168		
	身体障害者療護施設				★生活支援員(注意7)	A24169
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)				★生活支援員(注意7)	A24170
	身体障害者福祉工場				★指導員(注意7)	A24171
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設		精神保健福祉士	A24172		
			精神障害者社会復帰指導員	A24173		
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)		精神保健福祉士	A24174		
			精神障害者社会復帰指導員	A24175		
	精神障害者福祉工場		精神保健福祉士	A24176		
		精神障害者社会復帰指導員	A24177			
精神障害者福祉ホーム		管理人	A24178			
知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)		★生活支援員(注意7)	A24179		
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)		★生活支援員(注意7)	A24180		
	知的障害者通勤寮		★生活支援員(注意7)	A24181		
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設		★生活支援員(注意7)	A24182		
			サービス管理責任者	A24183		
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)		★生活支援員(注意7)	A24184		
			サービス管理責任者	A24185		
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)		★生活支援員(注意7)	A24186		
			就労支援員	A24187		
			サービス管理責任者	A24188		
			職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)	A24189		
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)		★生活支援員(注意7)	A24190		
		サービス管理責任者	A24191			
		職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)	A24192			
就労定着支援を行なう施設		就労定着支援員	A24193			
		サービス管理責任者	A24194			

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
障害福祉サービス事業	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員 サービス管理責任者	A24195 A24196
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	A24197
	短期入所を行なう施設 身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行なっている職員	A24198
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	A24199
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	A24200
	共同生活援助を行なう施設 精神障害者グループホーム 知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行なっている職員	A24201
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設 日中一時支援事業を行なっている施設 障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 相談援助業務を行なっている職員 相談援助業務を行なっている職員
一般相談支援事業所	相談支援専門員	A24205	
特定相談支援事業所		相談支援専門員 相談支援員	A24206 A24207
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	A24208
のぞみの園法			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行なっている指導員 相談援助業務を行なっているケースワーカー	A24209 A24210
	発達障害者支援法		
発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	A24211 A24212
	障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A24213	
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A24214	
	職場適応援助者	A24215	
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	A24216	
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A24217	
	就業支援担当者	A24218	
	主任職場定着支援担当者	A24219	
	生活支援担当職員	A24220	
職業安定法			
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	A24221	
	障害学生等雇用サポーター	A24222	
その他			
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	A24223	
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	A24224	
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	A24225	
	地域移行推進員	A24226	
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	A24227	
	地域移行推進員	A24228	
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	A24229	
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	A24230	
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	A24231	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	A24232	

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
その他の分野		
地域保健法		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	A24233
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	A24234
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	A24235
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	A24236
医療法		
病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動	A24237
	退院後生活環境相談員	A24238
生活保護法		
救護施設	生活指導員	A24239
更生施設	生活指導員	A24240
授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	A24241
宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	A24242
被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	A24243
日常生活支援住居施設	生活支援員	A24244
	生活支援提供責任者	A24245
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行なっている 自立支援機関	主任相談支援員	A24246
	相談支援員	A24247
	就労支援員	A24248
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	就労準備支援担当者	A24249
生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	A24250
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）	A24251
	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	A24252
	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	A24253
	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）	A24254
	現業員・ケースワーカー	A24255
	家庭児童福祉主事	A24256
	家庭相談員	A24257
	面接相談員	A24258
	女性相談支援員	A24259
	母子・父子自立支援員、母子相談員	A24260
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	A24261
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	A24262
	隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員
都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	A24264
	相談援助業務を行なっている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	A24265

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	A24266
	福祉活動専門員	A24267
	相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	A24268
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
女性相談支援センター	相談支援員	A24269
	心理支援員	A24270
	女性相談支援員	A24271
女性自立支援施設 母子保健法	入所者の自立支援を行なう職員	A24272
母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	A24273
産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	A24274
配偶者暴力防止法		
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	A24275
母子及び父子並びに寡婦福祉法		
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員	A24276
刑事収容施設法		
刑事施設	刑務官	A24277
	法務教官	A24278
	法務技官（心理）	A24279
	福祉専門官	A24280
少年院法		
少年院	法務教官	A24281
	法務技官（心理）	A24282
	福祉専門官	A24283
少年鑑別所法		
少年鑑別所	法務教官	A24284
	法務技官（心理）	A24285
更生保護法		
地方更生保護委員会	保護観察官	A24286
	社会復帰調整官	A24287
保護観察所	保護観察官	A24288
	社会復帰調整官	A24289
更生保護事業法		
更生保護施設	補導主任	A24290
	補導員	A24291
	福祉職員	A24292
	薬物専門職員	A24293
裁判所法		
家庭裁判所	家庭裁判所調査官	A24294
労働者災害補償保険法		
労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	A24295
難病の患者に対する医療等に関する法律		
難病相談支援センター	難病相談支援員	A24296
成年後見制度の利用の促進に関する法律		
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	A24297
その他		
母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	A24298
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	A24299
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	A24300
地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	A24301

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
就労支援事業を行なっている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	A24302
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	A24303
	その他相談援助業務を行なっている職員	A24304
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	A24305
ホームレス総合相談推進事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	A24306
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	A24307
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	A24308
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	A24309
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	A24310
	相談支援員	A24311
	就労支援員	A24312
	家計相談支援員	A24313
地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	A24314
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	A24315
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	A24316
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	A24317

現在廃止事業の分野

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	A24318
	生活指導員	A24319
身体障害者福祉ホーム	管理人	A24320
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	A24321
	精神障害者社会復帰指導員	A24322
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	A24323
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A24324
	指導員	A24325
知的障害者デイサービスセンター	生活指導員	A24326
	相談援助業務を行なっている職員	A24327
知的障害者福祉ホーム	管理人	A24328
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	A24329
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む	相談援助業務を行なっている職員	A24330
経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行なっている職員	A24331
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	A24332
知的障害者生活支援事業 知的障害者通園寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	A24333

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	コード
高齢者住宅等安心確保事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、 高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	A24334
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	A24335
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員	A24336
子ども家庭相談事業 児童センター、市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	A24337
乳幼児健全育成相談事業 保育所、乳児院において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	A24338
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	A24339
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	A24340
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	A24341

（注意1）「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（注意4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

（注意5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（注意6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（注意7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。